



大阪シティバス株式会社 運 送 約 款 （乗合）

〔 2018年 4月
2018年12月 改正 〕

大阪シティバス株式会社

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 大阪シティバス株式会社（以下「当社」という。）の経営する一般乗合旅客自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令及び当社の規程等の定めるところ又は一般の慣習によります。

2 当社がこの運送約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲でこの運送約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。

(係員の指示)

第2条 旅客及び荷主は、当社及び受託者（道路運送法第35条の規定により当社の経営する一般旅客自動車運送事業の管理を他の一般旅客自動車運送事業者に委託する場合（以下単に「委託する場合」という。）であって、その委託を受けた者をいう。以下同じ。）の運転者、車掌その他の係員が運送の安全確保と車内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

第2章 旅客運送

第1節 運送の引受け

(運送の引受け)

第3条 当社は、次条の規定により運送の引受け又は継続を拒絶する場合及び第5条の規定により運送の制限をする場合を除いて、旅客の運送を引き受けます。

(運送の引受け及び継続の拒絶)

第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。

- (1) 当該運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき
- (2) 当該運送に適する設備がないとき
- (3) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められたとき
- (4) 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき
- (5) 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき
- (6) 旅客が乗務員の旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づいて行う措置に従わないとき
- (7) 旅客が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込みを禁止された物品を携帯しているとき
- (8) 旅客が第44条第3項又は第4項の規定により持込みを拒絶された物品を携帯しているとき
- (9) 旅客が泥酔した者又は不潔な服装をした者、監護者に伴われていない小児等であって、他の旅客の迷惑となるおそれのあるとき
- (10) 旅客が付添人を伴わない重病者であるとき

(11) 旅客が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（これらの患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見のある者であるとき

（運送の制限等）

第5条 当社は、天災その他やむを得ない事由による運送上の支障がある場合には、臨時に乗車券類（乗車券、座席券及び有料手回品切符をいう。以下同じ。）の発売の制限若しくは停止、乗車する自動車の指定、乗車区間の制限又は手回品の大きさ若しくは個数の制限をすることがあります。

2 当社は、前項の規定による制限、停止又は指定をする場合には、あらかじめ、その旨を関係の営業所その他の事業所（以下「営業所等」という。）及び主たる停留所に掲示します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

（乗車券類の所持等）

第6条 旅客は、所定の乗車券類を所持しなければ乗車できません。ただし、乗車後当社の係員（委託する場合にあっては、受託者の係員を含む。以下同じ。）の請求に応じて所定の運賃及び料金を支払うときは、この限りではありません。

2 前項ただし書の規定は、座席定員制又は座席指定制の自動車については、乗車前に当社の係員の承諾を得た場合に限り、適用します。

第2節 乗車券類の発売と効力

（乗車券類の発売）

第7条 当社は、国土交通大臣又は地方運輸局長へ運賃を届け出て、乗車券類を営業所等において発売します。

2 当社は、定期乗車券以外の乗車券類を車内で発売することがあります。

3 当社は、第1項の規定にかかわらず、発売する乗車券類の種類、発売場所又は発売期間を指定することがあります。

4 当社は、前項の指定をしたときは、その旨を関係の営業所等に掲示します。

（通学定期乗車券等の発売）

第8条 通学定期乗車券又は学期定期乗車券は、旅客が学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第39条に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園及び当社がこれらと同等と認定する学校（以下「指定学校」という。）に通学又は通園するものであることを証明する書類を提出したときに、通学又は通園に必要と認められる区間について発売します。

2 指定学校の児童、生徒又は学生が実習のため、実習場等まで乗車する場合で当社が必要と認めるときは、前項の規定に準じて通学定期券を発売します。

（通学割引回数券の発売）

第9条 通学割引回数券は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「学校教育法」という。）第54条第1項又は第2項に規定する高等学校の通信制課程の生徒及び放送大学学園法（平成14年法律第156号）第4条の規定により設置された放送大学の学生（全科履修生、修士全科及び博士全科生）が、面接授業等を受けるため、しばしば区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合であって、その在籍する学校等の代表者において必要事項を記入して発行した運賃割引証を提出した場合に発売します。

(団体乗車券の発売)

第10条 団体乗車券は、旅行目的及び行程を同じくするもので構成された当社が定める人数以上の旅客が他の旅客と混乗して乗車する場合に、あらかじめ当社の指定する区間を除き、旅客の請求により発売します。

- 2 当社は、前項において定める人数及び指定する区間を関係の営業所等に掲示します。
- 3 学生団体乗車券の発売の範囲は、通学定期乗車券の発売条件に該当するもの及びその付添人（教職員及び幹旋人を含む。）とし、所定の書類を提出したときに発売します。
- 4 団体乗車券は、当社が認める場合を除き、座席定員制又は座席指定制の自動車には発売しません。

(定期乗車券の使用方法)

第11条 定期乗車券を所持する旅客（記名人式にあつては記名人）は、その通用区間内において、乗車し、又は下車することができます。

- 2 定期乗車券を所持する旅客（記名人式にあつては記名人）は、その通用期間内において、その使用回数を制限されません。
- 3 定期乗車券は、当社が認める場合を除き、座席定員制又は座席指定制の自動車には使用することができません。

(昼間割引回数券及び昼間割引定期券の使用方法)

第12条 昼間割引回数券及び昼間割引定期券は、10時から16時の間に乗車又は下車する場合に限り、使用することができます。

(乗車券類の通用期間)

第13条 乗車券類の通用期間は、券面表示のとおりとします。

- 2 券面に通用期間を表示しない乗車券は、第37条の規定による場合を除いて、通用期間を制限しません。

(乗車券類の呈示及び入鉢)

第14条 旅客は、当社の係員が乗車券類の点検のため、乗車券類の呈示を求めたとき又は呈示された乗車券類に入鉢しようとするときは、これを拒むことはできません。

(身分証明書等の所持)

第15条 第8条、第9条又は第25条の規定により発売された乗車券を使用する旅客は、当該乗車券の使用資格を有することを証明する書類を所持しなければならず、かつ、当社の係員が当該書類の呈示を求めたときには、これを拒むことはできません。

- 2 前項の書類を所持せず、又は呈示を拒んだ旅客は、当該乗車券を当該乗車について使用できません。この場合において、当社は当該乗車券を一時領置することがあります。

(途中下車の場合)

第16条 普通乗車券、回数乗車券、又は団体乗車券を所持する旅客が、旅客の都合により乗車券面に表示された通用区間内で途中下車したときは、当該通用区間の全部について運送が終了したものとみなします。ただし、乗換えその他特に定める場合は、この限りではありません。

- 2 前項の規定は、座席券について準用します。

(運送継続拒絶の場合)

第17条 普通乗車券、回数乗車券、又は団体乗車券を所持する旅客が、第4条各号（第5号を除く。）の規定により、運送の継続を拒絶されたときは、乗車券面に表示された通用区間の全部について運送が終了したものとみなします。

- 2 前項の規定は、座席券について準用します。

(乗車券類の無効)

第18条 次の各号のいずれかに該当する乗車券類は、無効とします。

- (1) 通用期間のある乗車券類で通用期間を経過したもの又は通用期間開始前のもの(ただし継続定期券は除く。)
- (2) 券面表示事項の不明となった乗車券類又は券面表示事項をぬり消し若しくは改変した乗車券類
- (3) 記名人式の乗車券で、その記名人が使用資格を失ったもの
- (4) 第8条又は第9条の規定により発売された乗車券で、使用資格、氏名、年令、区間又は通学の事実を偽って購入したもの
- (5) 身分又は資格を偽って発行された第25条に規定する運賃割引証で購入した乗車券
- (6) その他不正の手段により取得した乗車券類

2 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該乗車券類を一時領置することがあります。この場合において、当社が旅客に悪意があると認めたときは、当該乗車券類を無効とします。

- (1) 通用区間のある乗車券類をその通用区間外に使用したとき
- (2) 途中乗降無効の乗車券を使用する旅客が途中乗降無効区間内において途中乗降をしたとき
- (3) 通用時間のある乗車券で通用時間外に使用したとき
- (4) 記名のある乗車券をその記名人以外の者が使用したとき
- (5) 第25条に規定する運賃割引証と引換えに発売された乗車券を運賃割引証の記名人以外の者が使用したとき
- (6) その他乗車券類を不正に使用したとき
(乗車券の引渡し及び回収)

第19条 旅客は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、その所持する乗車券類を当社の係員に引き渡し、又はその回収に応じなければなりません。

- (1) 運送が終了したとき
- (2) 第16条又は第17条の規定により運送が終了したものとみなされたとき
- (3) 当該乗車券類が無効又は不要となったとき(次号に該当する場合を除く。)
- (4) 第37条第2項の規定により回数券の払戻し又は引替えが行われたとき
(無効として回収した乗車券の返還)

第20条 前2条の規定により無効とし、回収した乗車券が、他の乗車又は他の交通機関についての効力のあるものであって、旅客に悪意がなくかつ、その証明ができる場合は、これを返還することができます。

(特殊な乗車券類の発売)

第21条 当社は、地方運輸局長へ届け出たところにより、特殊定期乗車券、特殊回数乗車券その他の乗車券類を発売することがあります。この場合には、その発売、効力及び特殊取扱いに関する事項でこの約款の規定と異なる取扱いをするものについては関係の営業所等に掲示し、又は当該乗車券類に記載します。

(整理券の所持)

第22条 当社は、ワンマン運行の系統において運賃及び料金收受の都合上車内で整理券を発行することがあります。

2 旅客は、乗車する際交付された整理券を所持し、下車する際にはその整理券を当社の係員に引き渡さなければなりません。

3 第1項に規定する整理券を所持しない場合又は前項に規定する引渡しを拒んだ場合であって当社の係員が旅客の乗車した停留所を知ることができないときは、当該運行系統又は区間の始発の停留所から乗車したものとみなします。

第3節 運賃及び料金

第23条 当社が旅客から収受する運賃及び料金は、乗車時（定期乗車券及び乗降停留所を指定した回数乗車券においては当該乗車券の購入時）において国土交通大臣又は地方運輸局長へ届け出て実施しているものによります。

2 前項の運賃及び料金は、関係の営業所等に掲示します。

3 第1項に定める運賃のうち、乗継運賃は大阪シティバス株式会社運賃先払いカード取扱規程（以下「運賃先払いカード取扱規程」という。）に規定する回数カード又は第64条に規定するIC証票を使用して乗車する場合に適用します。

4 前項において当社のバスを乗り継ぐ場合（ただし、運送約款取扱規程別表に定める路線を除く。）の乗継運賃は、最初のバスを降車したときから、乗り継いだバスを降車するまでの時間が90分以内の場合に適用します。

（旅客の年齢区分及び運賃の徴収）

第24条 運賃は、旅客の年齢を次のとおり区分して申し受けます。

大人 12歳以上の者

小児 6歳以上12歳未満の者（12歳以上である小学校（これに準ずるものを含む。）の児童を含みます。）

幼児 1歳以上6歳未満の者（6歳である学校教育法第17条第1項に定める小学校就学の始期に達しない者を含みます。）

乳児 1歳未満の者

2 前項の規定による幼児であっても次の各号のいずれかに該当するときは、これを小児とみなして相当運賃を申し受けます。

（1）幼児が幼児だけで乗車するとき

（2）幼児が6歳以上の旅客に随伴される場合であって、当該旅客1人につき2人をこえたものであるとき

3 乳児及び前項各号のいずれかに該当しない幼児については、運賃を申し受けません。

4 大阪市が発行する敬老優待乗車証を使用する者は、当社の認めた運行系統に限り無賃とします。

5 大阪市が発行する福祉乗車証を提示携帯する者は、当社の認めた運行系統に限り無賃とします。

（運賃の割引）

第25条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、国土交通大臣又は地方運輸局長へ届け出たところにより、運賃を割り引きます。

（1）身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、都道府県知事（政令指定都市にあつては、市長）の発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者が、その手帳を呈示し、又は市町村長の発行する所定の運賃割引証を提出したとき及びその介護人が介護のために乗車するとき

（2）児童福祉法第12条の4及び第41条から第44条までに規定する諸施設により養護等を受けている者及びその付添人が養護等のため乗車する場合であつて、保護施設の長が発行する所定の運賃割引証を提出したとき

2 前項の介護人又は付添人の割引は、当社において介護又は付添いの必要を認めた場合に限ります。

第26条 当社は、前条の規定により割引きをする場合を除き、国土交通大臣又は地方運輸局長へ届け出たところにより、区間若しくは期間を限り、又は一定の旅客に対して運賃を割り引きます。

第4節 旅客の特殊取扱い

(旅客の都合による運賃及び料金の払戻し)

第27条 当社は、乗車券類を所持する旅客が、その都合によって乗車を取りやめたときは、旅客の請求により次の各号に規定する運賃又は料金の払戻しをします。

(1) 未使用の回数乗車券にあつては、当該回数乗車券の運賃額から、既使用券片を普通乗車運賃に換算した額を控除した残額

(2) 定期乗車券にあつては、通用期間前のものについてはその運賃額、通用期間内のものについては通用期間の始めの日から払戻しの請求があつた日までを使用済み期間とし、当該定期券と引き換えに、以下の各号に定めるところにより計算した額を、運賃額から差し引いた額を払い戻します。

ア 経過日数が1か月未満のとき

通勤定期券、通学定期券及び昼間割引定期券については、1日2回乗車の割合で普通旅客運賃に換算した額。ただし、その額が同種の1か月の定期運賃を超えるときは、1か月の定期運賃

イ 経過日数が1か月を超え2か月未満のとき

1か月に相当する定期運賃及び1か月に満たない日数について前号により計算した額との合算額

ウ 経過日数が2か月を超え3か月未満のとき

1か月に相当する定期運賃の2倍の額及び1か月に満たない日数についてアに規定するところにより計算した額との合算額。ただし、その額が同種の3か月の定期運賃を超えるときは、3か月の定期運賃

エ 経過日数が3か月を超え4か月未満のとき

3か月に相当する定期運賃及び1か月に満たない日数についてアに規定するところにより計算した額との合算額

オ 経過日数が4か月を超え5か月未満のとき

3か月に相当する定期運賃、1か月に相当する定期運賃及び1か月に満たない日数についてアに規定するところにより計算した額との合算額

カ 経過日数が5か月を超え6か月未満のとき

3か月に相当する定期運賃、1か月に相当する定期運賃の2倍の額及び1か月に満たない日数についてアに規定するところにより計算した額との合算額

サ 学期定期券にあつては、1日2回乗車の割合で普通旅客運賃に換算した額

(3) 座席券にあつては、指定した自動車の発車時刻の2時間前(当社がこれ以降の期限を定めて関係の営業所等に掲示した場合は当該期限)までに払戻しの請求があつた場合に限りその料金額

2 前項の払戻しに際しては、次のとおりの手数料を申し受けます。

	手数料	
回数乗車券	1冊につき 210 円	
定期乗車券	1枚につき 310 円	
座席券	11日前まで	100円以内
	10日前から8日前まで	料金の20%に相当する額
	7日前から1日前まで	料金の30%に相当する額
	2時間前まで	料金の50%に相当する額
	2時間前以降	料金の100%に相当する額

ただし、回数乗車券が1冊に満たない場合は、1冊とみなします。

3 前2項に規定する乗車券以外は、払戻しを行いません。

(割増運賃等)

第28条 当社は、旅客が次の各号のいずれかに該当するときは、その旅客から、その旅客が乗車した区間に対応する普通旅客運賃及び料金並びにこれと同額の割増運賃及び割増料金を申し受けます。

- (1) 当社の係員が第14条の規定により乗車券類の呈示を求めたときに有効な乗車券類を呈示せず、かつ、当社の係員の請求に応じて運賃及び料金の支払いをしなかったとき
- (2) 当社の係員が第19条の規定により乗車券類の引渡しを求めた場合にこれを拒んだとき
- (3) 乗車券類を不正乗車的手段として利用したとき
- (4) 当社の指定する運行系統において所定の運賃又は料金を支払わないで乗車したとき

2 当社は、前項の規定にかかわらず、定期乗車券を所持する旅客が、第18条及び第19条の規定によりその定期乗車券を無効とされ回収されたときは、その旅客から次の各号の規定より計算した普通運賃及びこれと同額以内の割増運賃を申し受けます。

- (1) 運送約款第18条第1項第1号から第6号まで並びに第2項第3号及び第4号の場合においては、次の区分によりその定期券を使用してその券面に表示された区間を毎日2回ずつ乗車したのものとして計算した普通運賃

該当する		日数	
項番	号番		
第1項	第1号	通用期間開始前のもの	発売日から発見当日まで
		通用期間を経過したもの	期間満了の日から翌日から発見当日まで
	第2号	通用開始日から発見当日まで	
	第3号	使用資格を失った日から発見当日まで	
	第4号	通用期間開始日から発見当日まで	
	第5号	同	
	第6号	同	
第2項	第4号	同	
	第5号	同	

- (2) 運送約款第18条第2項第1号から第3号及び第5号の場合においては、その乗車区間及び乗車回数に応じて計算した普通運賃

3 定期券の不正使用が前項各号のうち2以上の事由に該当するときは、その該当する規定により計算した運賃の最高額を申し受けます。

(乗越し)

第29条 定期乗車券を所持する旅客は、あらかじめ、当社の係員の承諾を得たときは、前条の規定にかかわらず、その所持する定期券の券面表示の区間を超えて乗車することができます。この場合、券面表示の区間を越えて乗車する区間に対応する普通旅客運賃を申し受けます。

(乗車券類の紛失)

第30条 旅客が乗車券類を紛失した場合において、当社の係員がその事実を認めることができないときは、その乗車区間に対応する普通旅客運賃及び料金を申し受けます。

(誤乗)

第31条 旅客が乗車券の券面表示の区間と異なる区間に誤って乗車した場合において、当社の係員がその事実を認めることができるときは、その乗車区間に対応する普通旅客運賃及び料金を申し受けた上、乗車券を有効に使用できるよう誤って乗車したことを証明する措置を講じます。

(誤講入)

第32条 旅客が停留所名の類似その他の事由によって、誤って乗車券類を購入した場合において、当社の係員がその事実を認めることができるときは、旅客の希望する乗車券類と取り換えます。この場合において、既に収受した運賃及び料金と正当な運賃とを比較し、不足額は追徴し、過剰額は払い戻します。

(誤払い)

第33条 旅客が当社の指定する運行系統において誤って運賃又は料金を支払った場合において、当社の係員がその事実を認めることができるときは、誤払いに係る金額を精算します。

(定期乗車券の区間及び種類の変更)

第34条 当社は、旅客の請求により、その所持する定期乗車券の種類又は区間を変更します。この場合、第7条及び第8条に定めるところによります。

2 前項の場合には、次の算式により算出された金額を端数計算した額を追徴し、又は払い戻します。この場合においては、310円の手数料を申し受けます。

原券の券面表示の運賃額…………… A

新券の券面表示の運賃額…………… B

通用期間（日数）…………… C

残通用期間（日数）…………… D

ただし、残通用期間に請求当日は含まない。

ア $A \leq B$ のとき $(B - A) \times D / C + (\text{手数料})$ を申し受けます。

イ $A > B$ のとき $(A - B) \times D / C - (\text{手数料})$ を払い戻します。

(表示事項が不明となった乗車券)

第35条 乗車券は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができません。

2 当社は、前項により使用できない乗車券を所持する旅客から書換え又は再交付の請求があったときは、その旅客に悪意がなく、かつ旅客の申し出その他の方法によりその不明事項が証明できる場合に限り、その乗車券と引換えに書換え又は再交付を行います。

(定期乗車券等の再発行)

第36条 当社は、旅客の紛失した定期乗車券については、再発行をしません。ただし、災害その他の事故によりその滅失の事実を証明する官公署発行の証明書を提出したときは、旅客の請求により原券と同一の効力を有する新券を発行します。この場合においては、310円の手数料を申し受けます。

(回数券の様式変更等の場合の取扱い)

第37条 当社は、様式変更その他当社の都合により既に発売した回数券を無効とするときは、無効とする日の少なくとも1か月前に次の各号に掲げる事項を関係の営業所等及び車内に掲示します。

(1) 当該回数券を無効とする日

(2) 変更の日から無効とする日の6か月後の日までの期間内に限り払戻する旨

2 前項の無効となった回数券は、旅客の請求により、前項の期間内において、次の各号のいずれかに該当する取扱いをします。

(1) 次の算式により算出された金額を端数計算した額の払戻し

券面表示の運賃額……………A

総券片表示金額……………B

残券片表示金額……………C

$$A \times (C / B)$$

(2) すでに発売した回数券と新回数券との引換え

(運賃及び料金の変更の場合の取扱い)

第38条 旅客は、当社がその運賃又は料金を変更した場合において、その変更前に既に購入した回数乗車券(回数カードは除く。)は、券面表示額による新旧運賃の差額を加算した場合に限り有効なものとして使用できます。ただし、前条の規定により、その回数券が無効となった日以後は、この限りではありません。

(再購入後の払戻し)

第39条 定期乗車券を再購入後旅客が紛失した定期券を発見し、新券と共に旧券を呈示し、払戻しの請求をした場合は、旧券について払戻しをします。

2 前項の規定による払戻しをする場合は、次の算式により算出された金額を端数計算した額を払戻しをします。この場合においては、310円の手数料を申し受けます。

券面表示の運賃額……………A

通用期間(日数)……………B

請求の日における残通用期間(日数)……………C

$$A \times (C / B)$$

(運行中止の場合の取扱い)

第40条 当社は、当社の自動車が運行を中止したときは、その自動車に乗車している旅客に対しては、当該中止地点までの乗車にかかる運賃を無賃とします。ただし、運行中止について責任のある旅客については、適用しません。

第40条の2 当社は、当社の自動車が運行を中止したため、運行中止の区間に係る定期乗車券を所持する旅客が乗車できなくなったときは、その請求により、運行中止の期間内において有効な定期乗車券を所持する旅客に対し、次により算出された金額の払戻しの取扱いをします。

ただし、払戻しの取扱いは運行中止の期間が引き続き24時間を超える場合に限り行います。

券面表示の運賃額……………A

通用期間(日数)……………B

運行中止日数〔請求に係る運行中止の区間における日数で、運行中止の初日における残通用日数を限度とする。〕…C

C

$$A \times \frac{C}{B}$$

B

2 前項の規定は、当社がその負担において当該運送に代わる手段を提供した場合においてこれを利用した旅客及び運行中止について責任のある旅客については、適用しません。

(運賃の払戻し場所等)

第41条 当社は、本節の規定による運賃及び料金の払戻し又は乗車券類の引換え、取換え、書換え若しくは再発行の取扱いを当社営業所または当社の指定する場所において行います。ただし、関係の営業所等に掲示して払戻しをする場所を指定したときは、この限りではありません。

(端数の処理)

第42条 当社は、本節の規定により運賃及び料金の追徴又は払戻しをする場合は、1円未満の端数は、円単位に切り上げて計算します。

2 前項の規定により計算した場合において、10円未満の端数が生じ、この端数を整理する必要があるときは、10円単位に四捨五入します。

第5節 手回品

(無料手回品)

第43条 旅客は、自己の身の回り品のほか、次の各号に掲げる制限以内の手回品(旅客の携行する物品で当社が引渡しを受けないものをいう。以下同じ。)を無料で車内に持ち込むことができます。

- (1) 重量30キログラム
 - (2) 容積0.25立方メートル
 - (3) 長さ2メートル
- (手回品の持込み制限)

第44条 旅客は、前条の規定にかかわらず、第4条第7号の物品を車内に持ち込むことができません。

- 2 当社は、旅客の手回品の中に前項の物品が収納されているおそれがあると認めるときは、旅客に対し手回品の内容の明示を求めることがあります。
- 3 当社は、前項の規定による求めに応じない旅客に対して、前条の規定にかかわらず、その手回品の持込みを拒絶することがあります。
- 4 当社は、旅客が第2項の規定による求めに応じた場合においてその手回品の内容が第1項の物品と類似し、かつ、これと識別が困難であるときは、旅客がこれらの物品でない旨の相当の証明をしない限り、前条の規定にかかわらず、その手回品の持込みを拒絶することがあります。

第3章 荷物運送

(荷物運送の引受け)

第45条 当社は、旅客(第8条又は第9条に規定する乗車券を所持する旅客を除く。)の手荷物について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、運送を引き受けます。

- (1) 第4条第1号から第5号までの場合に相当するとき
- (2) 第43条に規定された制限を超える物品であるとき
- (3) 第44条第1項の物品であるとき
- (4) 第44条第3項又は第4項の規定により持込みを拒絶すべき物品に相当する物品であるとき
- (5) 当該物品について、荷造りが必要と認められる場合に、相当の荷造りがなされていないとき
- (6) その他運送に支障を及ぼし、又は旅客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき

2 当社は、小荷物については、特約により運送を引き受けます。ただし、前項各号のいずれかに該当する場合には、運送を引き受けません。

第46条 当社は、荷物の運送を営業所及び当社の指定する場所で引き受けます。

2 当社は、前項の指定をしたときは、その旨を関係の営業所等に掲示します。ただし、小荷物に係る指定については、この限りではありません。

(運送の制限等)

第47条 当社は、手荷物の運送について、旅客の使用する乗車券の種別により運送個数を制限することがあります。

2 当社は、前項の規定による制限をする場合には、あらかじめ、その旨を関係の営業所等に掲示します。

3 第5条の規定は、手荷物の運送について準用します。

(荷物運賃)

第48条 荷物の運賃は、当社が荷送人から荷物を受け取った時において、実施しているものによります。

2 前項の運賃は、関係の営業所等に掲示します。

(荷物切符)

第49条 当社は、荷物の運送を引き受けたときは、特約のある場合を除き、一定の様式の荷物切符を発行します。

(荷物の引渡し)

第50条 当社は、運送した荷物を着地最寄りの営業所又は当社の指定する場所において荷物切符と引換えに引き渡します。この場合において、当社は、荷物切符の持参人が荷受人であるかどうかを確かめる責を負いません。

2 当社は、荷物切符の紛失その他の理由により荷物の引渡しを請求する者が荷物切符を提出できないときは、その者が正当な荷受人であることを証明しない限り荷物の引渡しをしません。

(引渡不能の荷物に対する処分等)

第51条 当社は、荷物が到着した日から1週間以内に荷受人が荷物の引渡しを請求しないとき又は荷物の引渡しについて争いがあるときは、荷物の引渡しに代えてその荷物を供託し又は相当の期間を定めて催告した後に競売してその金額を供託することがあります。

2 当社は、前項の規定による荷物の供託又は競売をしたときは、荷送人に対しその旨を通知します。

第4章 責任

(旅客に関する責任)

第52条 当社は、当社の自動車(委託する場合にあっては、委託を受けた者の自動車を含む)の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、当該旅客又は当社の係員以外の第三者に故意又は過失のあったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社の旅客に対する責任は、その損害が車内において、又は旅客の乗降中に生じた場合に限ります。

第53条 当社は、前条の規定によるほか、その運送に関し旅客が受けた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が運送に関し注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

(手回品等に関する責任)

第54条 当社は、その運送に関し、旅客の手回品及び着衣、メガネ、時計その他の身の回り品について滅失又はき損によって生じた損害を賠償する責に任じません。ただし、当社又は当社の係員がその滅失又はき損について過失があったときは、この限りではありません。

(荷物に関する責任)

第55条 当社は、第46条第1項又は第2項の規定により運送を引き受けた荷物の滅失又はき損によって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が荷物の受取、引渡し、保管及び運送に関して注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、貨幣、有価証券その他の高価品については、荷送人が託送しようとするときに、その種類及び価額を申告しない限り、その滅失又はき損によって生じた損害を賠償する責に任じません。

3 第1項の場合において、当社の荷主に対する責任は、荷物の引き渡しを受けたときに始まり、これを荷主に引き渡したときに終わります。

(異常気象時等における措置に関する責任)

第56条 当社は、天災その他当社の責に帰することができない事由により旅客の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって旅客が受けた損害を賠償する責に任じません。

(旅客及び荷主の責任)

第57条 当社は、旅客若しくは荷主の故意若しくは過失により、又は旅客若しくは荷主が法令若しくはこの運送約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その旅客又は荷主に対し、その損害の賠償を求めます。

第5章 連絡運輸・共通乗車

第1節 連絡運輸

(連絡乗車券等)

第58条 連絡運輸による運送を利用しようとする旅客は、当社又は連絡運輸に係る運送事業者の発行する連絡運輸に係る乗車券類（以下「連絡乗車券」という。）を所持しなければなりません。

2 連絡乗車券は、当社の区間については、当社の乗車券類とみなします。

3 連絡乗車券を所持して当社の自動車に乗車する旅客に対しては、当社の区間については、当社の運送約款の規定を適用します。

4 当社は、前項の規定にかかわらず、当社の区間についても連絡運輸に係る他の運送事業者の約款を優先的に適用することがあります。この場合には、当社は、その旨を関係の営業所等に掲示します。

第59条 連絡乗車券の通用期間は、券面表示のとおりとします。

(運賃及び料金)

第60条 当社は、連絡運輸に係る運賃及び料金のうち主なものを関係の営業所等に掲示します。

(責任)

第61条 当社は、当社の運送のために連絡乗車券を所持する旅客に損害を与えたときは、第4章に規定するところにより、その損害を賠償する責に任じます。

第2節 共通乗車

(共通乗車券等)

第62条 当社の指定する運行系統を運行する自動車に乗車しようとする旅客は、当社の発行する乗車券類又は他の事業者の発行する当社との共通乗車に係る乗車券類(以下「共通乗車券」という。)を所持しなければなりません。ただし、乗車後当社の係員の請求に応じて所定の運賃及び料金を支払う場合は、この限りではありません。

2 前項の自動車に乗車する旅客の所持する共通乗車券は、第34条の場合を除き、当社の乗車券類とみなします。

3 共通乗車券を所持して第1項の自動車に乗車する旅客に対しては、当社の運送約款の規定を適用します。

4 前3項にかかわらず、共通全線定期券及び一日乗車券の発売、効力及び乗車変更等の取扱いについては、本約款の定めによらず大阪シティバス株式会社運送約款取扱規程の定めるところによります。

第6章 運賃先払いカード

(運賃先払いカードの取扱い)

第63条 当社と大阪市高速電気軌道株式会社が発行する運賃先払いカードの取扱いについては、運賃先払いカード取扱規程の定めるところによります。

第7章 IC証票

(IC証票の取扱い)

第64条 当社で使用することのできるICチップを搭載した電子式証票(同様の機能を有する媒体も含む。以下「IC証票」という。)の取扱い及び運賃等に関しては、大阪シティバス株式会社IC証票取扱規程を別に定め、この運送約款に定めがない場合又は運送約款と異なる取扱いの場合は、この規程によります。

第8章 地方公共団体発行割引証等

(地方公共団体発行割引証等の取扱い)

第65条 当社で使用することのできる大阪市発行の無料乗車証、運賃割引証又は敬老優待乗車証の取扱いについては、大阪シティバス株式会社地方公共団体発行割引証等取扱規程の定めるところによる。

第9章 無料乗車証の発行

(無料乗車証の発行)

第66条 当社は、事業上の必要その他特別の事由があると認めるものに対しては無料乗車証を発行することがある。

第10章 補則

(乗車券の返付)

第67条 旅客は、その所持する乗車券が効力を失い、若しくは不用となったとき又はその資格を失ったときは、当該乗車券を返付しなければなりません。

(乗車券の様式等)

第68条 乗車券の様式、運行系統及び振替乗車の取扱い等に関する規定は別に定めます。